**（一社）埼玉県物産観光協会入会申込書**

一般社団法人　埼玉県物産観光協会

会　長 　 朝霧　重治 様

貴協会の趣旨に賛同し入会を申し込みます。

■事業所について　【※の記入は必須になります】 　　　　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| ※ 法人名ふりがな |  |
| ※ 法人名(個人名) |  |
| ※ 住所(所在地)  | 〒 |
| ※ ＴＥＬ  |  | ※ ＦＡＸ  |  |
| ※代表者名 ふりがな |  |
| ※ 代表者名 | 【役職】　　　　　　　　　　　　　　【お名前】 |
| ※ ご担当者名ふりがな |  |
| ※ ご担当者名 | 【役職】　　　　　　　　　　　　　　【お名前】 |
| ※ ご担当者　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  | ご担当者携帯電話 |  |
| 　 メールアドレス | ◆**上記ご担当者メールアドレス以外**で協会からの情報を受け取りたいアドレス（代表メール等） |
| ※ 業種 （会員様と協会の取引内容による分類） | 製茶・菓子類・酒類・飲料・麺類・惣菜・調味料・農産加工業・畜産加工業・その他食品・伝統的手工芸品・皮革製品業・繊維衣服・その他製造業・ホテル・旅館・レジャー施設・日帰り入浴施設・飲食店・美術館・博物館・観光農園・旅行会社・プロスポーツ・金融機関・交通機関・小売業・デザイン印刷業・メディア関係・寺・神社等・公社・財団等・商工団体・福祉施設・その他団体、企業・市町村・観光協会 |
| ※ 協会との主なお取扱い商品／主な事業・活動等／その他備考 | 【具体的にご記入下さい】 |
| ※ 従業員数（パート・アルバイト含む） | 名 | ※ 年会費口数 | 一口5,000円3口以上　口 | ※ 年会費 | 円 |
| 一般社団法人埼玉県物産観光協会　会費規約（一部抜粋）　第2条（会費）会費一口当たりの単価は５千円とし、会員は、企業規模や協会の役職に応じた次の口数に応じた会費（年額）を納入しなければならない。■一般会員　３口（15,000円）以上■大手企業、団体　６口（30,000円）以上（大手企業の定義は、従業員数（パート含む）約100人以上の事業所とし、支店等が会員となる場合、会員登録する事業所単位の従業員数による。） |

|  |
| --- |
| 〇 実店舗が上記ご登録と異なる場合、下記にご記入ください。 |
| 屋号（店舗名）ふりがな |  |
| 屋号（店舗名） |  |
| 店舗住所 | 〒 |
| 店舗ＴＥＬ |  | 店舗ＦＡＸ |  |

【お問い合わせ先】

（一社）埼玉県物産観光協会

〒330‐8669　さいたま市大宮区桜木町1‐7‐5 ソニックシティビル5階

TEL：０４８－６４７－４０３３　　/　FAX：０４８－６４７－７７４５

ちょこたび埼玉HP\_協会について　URL：<https://chocotabi-saitama.jp/about/>

**暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書**

一般社団法人　埼玉県物産観光協会

会長　朝霧　重治　様

 （社名・代表者役職）

 （氏名・ふりがな）

 （生年月日）　　　　　　　　　　　　（年齢）　　　　歳

１．当社は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約＜**いたします・いたしません**＞

①暴力団、②暴力団員、③暴力団準構成員、④暴力団関連企業、⑤総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、⑥暴力団員でなくなってから５年を経過していない者、⑦その他前各号に準じる者

２．当社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明・確約＜**いたします・いたしません**＞

①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係

②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係

③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係

⑤反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係

３．当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明・確約＜**いたします・いたしません**＞

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を失墜し、又は貴社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

４．当社は、下請け又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）との関係において、次の各号のとおりであることを表明・確約
＜**いたします・いたしません**＞

①下請け又は再委託業者が前１及び２に該当せず、将来においても前１，２及び３に該当しないこと

②下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること

５．当社は、下請け又は再委託先業者が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報に協力することを表明。確約＜**いたします・いたしません**＞

６．当社は、これら各号のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで退会・休会処分とされても一切意義を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切当社の責任をすることを表明・確約＜**いたします・いたしません**＞

　　　年　　　　月　　　　日

氏名（署名）　　　　　　　　　　　　　印

※ご記入にあたって

　各号にある・・・・ことを表明・確約＜**いたします・いたしません**＞どちらかに〇を付けてください。

（R5-7）